

2015年(平成27年)1月8日

藤沢市教育委員会
委員長 井上 公基 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する関係事項の事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年12月19日付けで諮問(第703号)された生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する関係事項の事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では，重点施策として「子どもたちを守り育む」ことを掲げており，さまざまな施策に取り組んでいる。また，藤沢市教育振興基本計画では，「一人ひとりのニーズに対する教育の推進」及び「学びを支え質の高い教育環境の整備」として特別支援教育整備事業の充実を位置づけており，障がいの有無に関わらず特別な支援を必要とする児童生徒も，ともに学び，ともに

育つ教育ができるよう環境整備の充実に努めている。藤沢市立白浜養護学校（以下「当該学校」という。）において見守りカメラにより映像で見守り、録画をすることは、危険認識を十分行うことができない児童生徒が、学校滞在中に当該学校から誤って校外へ出てしまうことの未然防止、また、万が一校外へ出てしまった場合の早期発見につながる。そこで、さらなる安全確保を図り、より安心な学習環境を整えるため、見守りカメラの設置を予定している。

見守りカメラの撮影対象区域は、当該学校の敷地内である正門と南門、東門の3カ所及びそれに隣接する道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。

機器構成としては、当該学校校舎内の壁面及び建築物の屋上にカメラ3台、職員室に電源ユニット、デジタルディスクレコーダー及びカラーモニターです。カメラで撮影した映像を電源ユニットを経由してデジタルディスクレコーダーで録画すると同時に、カラーモニターに画像を表示する。

見守りカメラにより人物を撮影及び録画することは、個人情報の本人以外のものからの収集となる。

また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに一時的に保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

当該カメラによる撮影は児童生徒の見守りのために行うものだが、見守りカメラの撮影対象区域には、当該学校関係者、児童及び生徒とその保護者のほか、業者や通行人等不特定多数の者が立ち入るため、撮影対象者を限定することは困難である。このことから、本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報

見守りカメラ画像データ

(4) 本人に通知しないことの合理的理由

見守りカメラの撮影対象区域には、当該学校関係者、児童及び生徒とその保護者のほか、業者や通行人等不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。このことから本人への通知は省略する。

ただし、当該学校在籍の児童及び生徒とその保護者には設置前に説明を行い、一般には見守りカメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること、及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。

(5) コンピュータ処理の必要性

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、画質及び耐久性に優れている。また、必要な時間保存した後、順次上書きすることができ、必要な部分の画像の取り出しも容易である。このようなことから、

コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

(6) コンピュータ処理する個人情報

見守りカメラ画像データ

(7) 安全対策

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、ワイヤーロックを掛け持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者だけに制限する。なお、パスワードは6ヶ月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

なお、設置予定のハードディスクには外部ネットワークへの接続機能が内蔵されているが、ネットワークには接続しないものとする。またカメラについては、内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する予定である。

(8) 実施時期

2015年1月中実施予定

(9) 提出資料

ア 藤沢市立白浜養護学校見守りカメラ運用基準（案）

イ 機器仕様一覧

ウ 白浜養護学校位置図

エ 見守りカメラ設置図

オ 個人情報取扱事務届出書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、当該カメラによる撮影は児童生徒の見守りのために行うものだが、見守りカメラの撮影対象区域には、当該学校関係者、児童及び生徒とその保護者のほか、業者や通行人等不特定多数の者が立ち入るため、撮影対象者を限定することは困難である。このことから、本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

以上のことから判断すると、本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、見守りカメラの撮影対象区域には、当該学校関係者、児童及び生徒とその保護者のほか、業者や通行人等不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である、としている。

ただし、当該学校在籍の児童及び生徒とその保護者には設置前に説明を行い、一般には見守りカメラを設置していることを撮影対象区域内に表示する

こと、及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、画質及び耐久性に優れている。また、必要な時間保存した後、順次上書きすることができ、必要な部分の画像の取り出しも容易である。このようなことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

- (ア) 録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、ワイヤーロックを掛け持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者だけに制限する。なお、パスワードは6ヶ月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。
- (ウ) 設置予定のハードディスクには外部ネットワークへの接続機能が内蔵されているが、ネットワークには接続しないものとする。
- (エ) カメラについては、内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する予定である。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上